

## 第7回計画小委員会における委員指摘事項と対応方針案

指摘事項	対応方針
<p><b>○管理・経営について</b></p> <p>ハード面の広域化は、必ずしもメリットがあるとは限らないので、相互にノウハウを提供するとか、施設の共通化を図り資材等の共同購入により調達コストを下げるなど、地方公共団体間の協働化の視点を強調すべき。</p>	<p>Ⅲの「5. 下水道の経営と管理」の具体施策において、経営・管理面での先進的な取り組み等について、下水道管理者間で広く情報共有を行うネットワークを構築する旨を記載する。</p>
<p>経営計画を策定する際、中小市町村では人材面、ノウハウの面で不足しているので、外部機関の活用等の促進策を進めるべき。</p>	<p>Ⅲの「5. 下水道の経営と管理」の具体施策において、公的機関等による技術面・経営面に関する支援を充実する旨を記載する。</p>
<p>アウトソースするにしても地方公共団体側の人材や経営力の確保が重要であり、その点を盛り込むべき。</p>	<p>Ⅲの「5. 下水道の経営と管理」の具体施策において、民間活力の導入に関する国の情報提供の充実や、執行体制の確保等の観点から整備、維持管理段階において広域化の取り組みを進めること、また、公的機関等による技術面・経営面に関する支援を充実する旨を記載する。</p>
<p>官民の役割分担については、いろんな制度が動き出しているが、下水道事業において官民が協力できる仕組みは何か、具体的に言及ができないか。</p>	<p>Ⅱの「行政と住民等の関係」において、下水道事業者に関連する民間事業者は、官民連携のもと、蓄積したノウハウを活用し、P F I 事業や包括的民間委託等の手法により、効率的な下水道事業の実施に、より一層の貢献が期待される旨を記載する。</p> <p>また、Ⅲの具体施策において、資源・エネルギー利用におけるP F I 事業、管理における包括的民間委託の導入、活用を推進する旨記載する。</p>
<p>現状の下水道経営の課題を明確にした上で対応策を提案すべき。</p>	<p>Ⅲの「5. 下水道の経営と管理」において、下水道経営の現状と課題を明らかにした上で、講ずべき具体施策をについて記載する。</p>
<p>中小の地方自治体が企業会計方式を採用した場合の効果を明確にすべき。</p>	<p>Ⅲの「5. 下水道の経営と管理」の具体施策において、国は企業会計方式導入の意義や必要性について周知を図る旨を記載する。</p>
<p>どのような使用料設定を「不適正」とするのか、また、健全な経営とは何か、明確にすべき</p>	<p>Ⅲの「5. 下水道の経営と管理」において、中期の目標として、下水道の機能を持続するため、中長期的な視点からの経営基盤の強化が必要である旨記載する。</p> <p>また、現状と課題において、使用料水準の設定に</p>

指摘事項	対応方針
	<p>関する問題点を指摘した上で、具体施策において適正化にあたっての考え方について記載する。</p>
<p><b>○役割分担とビジョンについて</b>  行政と住民の協働のためには、お互いが同じ情報をもっていないことが問題であり、パブリックインボルブメントで大事なことは、アーリーインボルブメントであるので、その点を盛り込むべき。</p>	<p>Ⅱの3の「(1) 住民参画への転換」において、計画段階で情報を共有し、事業の各段階において住民参画が可能となる場を設け、住民等の意見を事業に反映する仕組みを構築する旨を記載する。</p>
<p>中期の下水道政策を具体化するためには、地方公共団体自らが、自らの下水道ストックや経営状態の現状について、PI（業績指標）を用いるなどして、評価・診断することが重要である旨を盛り込むべき。</p>	<p>Ⅱの3の「(4) スtockマネジメントへの転換」において、ストックの状況や機能維持に関する情報を開示し、住民との合意を図ること、業績指標等により、運転状況、サービスの評価を行い、これらの情報を住民に公開し、住民との合意形成を踏まえたマネジメントの改善を継続的に実施する旨を記載する。</p>
<p>地域によって下水道の目的が違うことや重みづけが違うこと、また整備段階がそれぞれ異なるので、そうした地域の実情を踏まえたビジョンやアクションプログラムの作成が必要である旨を盛り込むべき。</p>	<p>Ⅳの「1. 地域における中期構想、行動計画の策定」において、古くから整備を進めてきた大都市、整備途上である中小都市など、それぞれの地方公共団体の下水道整備の段階に応じた検討を行うことが重要である旨を記載する。</p>
<p>社会情勢を的確に見据えた上で、その地域のエネルギー政策や水と緑の公共政策など、全ての都市基盤の中核になるビジョンを目指す旨を盛り込むべき。</p>	<p>Ⅳの「1. 地域における中期構想、行動計画の策定」において、「下水道中期ビジョン」及び「下水道アクションプログラム」の策定にあたっては、社会情勢を的確に見据えた上で、下水道のみで対応するのではなく、河川、都市計画、環境等の他事業と連携することを基本とする旨を記載する。</p>

○その他、追加変更をお願いしたい事項

追加・変更内容	理由
<p>次の事項について、Ⅱの2「国と地方公共団体の役割分担」に記載する。</p> <p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会状況の変化や下水道の現状と課題を踏まえ、これからの下水道事業の方向性を明確にする役割を有すること。</li> <li>・ 確実な事業の実施に向けて、法制度、技術的基準の整備、地方公共団体への指導及び助言などの関与を行うこと。</li> </ul> <p>(地方公共団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道事業の主体として、継続的に事業を運営し、機能を維持していく責務を有しており、長期的な視点を持って、下水道施設の管理と経営に取り組むこと。</li> </ul>	<p>国と地方公共団体の役割分担については、下水道事業における事務の性格を踏まえた国、地方公共団体の基本的な役割と責務を明確にする必要がある。</p>
<p>浸水被害が著しく、複数の都府県又は市町村にまたがる都市河川流域においては、流域の視点に立った広域的な浸水対策計画を作成し、貯留浸透施設や広域的な幹線管渠の整備などの対策を推進する旨を記載する。</p>	<p>役割分担における広域調整に関するご審議を踏まえ、役割分担の項における基本的な考え方の整理に加え、浸水対策に関する具体施策において、その旨反映した。</p>